平成30年2月発行　通巻134号

防災設備

FEBRUARY 2018

日本防災設備協同組合　URL http://nichibou.main.jp/

平成30年新年賀詞交歓会

日本防災設備協同組合

日本防災設備協同組合の平成３０年新年賀詞交歓会は１月１８日文京区湯島「ホテル東京ガーデンパレス　高千穂の間」において１１０名が参加し、盛大に開催された。白木理事の開会の辞に続き廣江理事長が年頭の挨拶を述べた。多数のご来賓の中から、代表者に祝辞をいただき、日本防排煙工業会　田村技術委員長の音頭で祝宴に入った。東京都中小企業団体中央会　大村会長他多数の祝電も寄せられた。
中締として古木副理事長の謝辞で盛会のうちに散会した。

理事長の挨拶

理事長　廣江 隆一

皆様、
明けまして
おめでとう
ございます。

本日は皆様にお年玉でも差し上げたいところではございますが、お年玉というものは、目下の方と小さい方にお渡しするのがお年玉ということで、皆様にお渡しすると失礼にあたるので、では目上の方にお渡しするのは何かというと、お年賀だそうです。帰りにお年賀を忘れずにお持ち帰り下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

理事長をさせていただいている私は防排煙の出身なもので、防排煙関係者の方十数名が来ておられます。

本日は賀詞交歓会を盛大に取り行っていきたいと思っております。

昨年は想いおこしてみますと、災害が多かった年だと思っております。

２週間も燃え続けた火災もありました。

また、いろいろな現場がありました。

防排煙では500㎡ごとに防煙区画というものを設けていて500㎡でシャッター、防火戸、ダンパーを設けて、全てだいたい500㎡以内におさめるというのが防排煙の役割でございます。

２週間も燃え続けたということは、いかに防煙区画が大事であるかということを物語るものでございます。多くの防排煙技術者の養成が急務であると考えております。

今年は、その様な方向で防排煙の発展に尽くしてまいりたいと思っておりますので皆様の御協力の程、よろしくお願いいたします。

最後に皆様の今年の御多幸と御健勝をお祈り申し上げ、私の御挨拶といたします。

CONTENTS

平成３０年新年賀詞交歓会 ……2
祝　辞 ……3
新年賀詞交歓会スナップ ……8
福利厚生事業（屋形船・ボウリング大会）……9
無敗の人 ……10
工場見学会 ……11
組合員募集中 ……14

表紙写真／「東京出初式」
於：東京ビックサイト
撮 影 者／村田英樹（一電機株式会社）
発　行／日本防災設備協同組合
編集人／「防災設備」編集委員会
東京都文京区本郷1丁目15番6号
TEL. 03-3813-9650（代）
FAX. 03-3813-9460
E-mail（事務）nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp
（営業）nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

祝　辞

東京消防庁　予防部
副参事　伊藤　要　様

新年明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては、日頃より当庁の行政にご協力いただきありがとうございます。
最初にこの場をお借りして、お礼とお詫びを一つずつ言わせてください。
まずお詫びですが、昨年4月から今のポストに就く前も消防設備の担当をしていたにも関わらず、こちらの団体の存在を存じ上げていなかったということです。
今日この会場に来る前にこちらの団体のホームページを拝見したのですが、会員に優しい団体というイメージを持ちましたので、
本日初めてお会いする方も含めてどうぞよろしくお願いします。
お礼についてですが、今日のこの会場が私が住んでいる官舎まで歩いて１０分ほどなので終わればすぐ帰れるということです。
新年会ということで、昨年を振り返ってみますと、様々な火災がありましたが、大きな法令改正は無かったという認識を持っています。
東京消防庁管内の火災発生状況については、最近減少傾向にあった火災の総件数が増えた中で、増加傾向にあった飲食店火災が減ったということなので少し分析が必要であると思っています。
国の動きを見てみると、糸魚川の市街地火災やアスクルの倉庫火災を受けた検討会の報告書がまとめられたものの、その後の動きはあまり見えませんでした。
今年は少し動きがありそうなのでここで紹介させていただこうと思います。まず、糸魚川の火災を受けた対応では、火点がラーメン屋だったことを踏まえ、飲食店に対する消火器の設置基準を強化しようという動きがあります。
ただ、飲食店といっても全てのものが火気を取扱い、火災危険性が高いというわけではないので、振い分けをすることを検討しているようです。
具体的には、厨房機器を使うような飲食店は全て消火器の設置を義務付け、それ以外のところは従前どおりとしようというもので、まもなくパブリックコメントが実施されると思います。
次はアスクルの倉庫火災を受けた対応では、消防法令の改正は行わず、建築基準法に基づく告示の改正が行われるようです。
それ以外の防火対策については、法令ではなく、事業者の方々自らが守ってもらうためのガイドラインが近々発出されると思います。

そのガイドラインの対象となるのは、延べ面積５万平米以上の倉庫やそれ未満のものでも同様の火災危険性を有するものなので、関係する方は限られてくるかもしれません。
最後は、いわゆる「民泊」です。
外国人来訪者は毎年増え続け、昨年も最高記録を更新したそうですが、これらの方々の宿泊先の一つとなっている民泊について、今までのように闇で実施されるのではなく、行政機関がきちんと把握して必要な指導をしようということで、住宅宿泊事業法が昨年６月に公布され、今年の６月から施行されます。
それに合わせて国からガイドラインが発出されたりしているのですが、その中で民泊をやりたい人は観光部局に届出を行う際に、消防機関が作成する消防法令通知書を添付して欲しいと書かれています。
法令適合通知書がどういったものかというと、住宅宿泊事業法で求められているものではなく、戸建て住宅や共同住宅の一部で民泊を始めようとするときには、予め消防機関で消防法令への適合状況を確認して適合していることを示すというものです。
東京都ではこの法令適合通知書の運用を行わない予定をしています。
何故運用しないかという理由は２つあります。
一つは届出という簡単な手続きを行う前に、消防署に行ってもらい、消防署は立入検査を実施するなどしてその建物の法令の適合状況を確認するというのは相当の時間を要する場合があること。
もう一つは今まで住宅だったところを民泊に使うと基本的に５項のイという宿泊施設になりその部分に新たな設備をつけるだけでなく、共同住宅の場合であれば他の部分にも新たな義務が発生して法令違反が生じることになるのですが、そのような建物に対し法令に適合している通知を出すことはなかなか難しいということで、当庁ではその変わりに消防署に事前に相談にきてもらった記録証のようなものを添付してもらうことを考えています。まもなくその内容も記載された東京都版のガイドラインが出るので、詳しくはそこで確認をしてもらえればと思います。
最後に国の動きとは別にもう一つ話をさせてください。
この年度末に遡及の期限を向かえる宿泊施設に対する自動火災報知設備、福祉施設に対するスプリンクラー設備の話です。
これらの設備の設置基準の見直しが行われ、今年の３月末までに設置が必要ということになっていて、現在各署で設置に向けた指導を行っているのですが、この関係で昨年の秋に一つの話を聞きました。
消防署からの指導を受けた建物関係者が補助金を貰うなどして、ようやく設置しようとなり業者に相談をしたところ、今在庫が無いとか設置は年度明けになると言われた事例がいくつかあったそうです。
こちらから製造メーカーに確認したところ、頑張って生産しているのでそんなことはないという回答だったのですが、皆様の方でも同様の事案を把握されているようであれば、国とも連携して製造メーカーに改めて要請をしますので、情報提供をお願いします。
色々話はしましたが、これらの事業を消防が行っていくには、皆様の協力が必要ですので、引き続きお力をいただきたいということをお願いして新年の挨拶とさせていただきます。
　本年もよろしくお願いします。

祝　辞

東京消防庁　本郷消防署
予防課長　土屋　智之　様

只今ご紹介頂きました、本郷消防署予防課長の土屋と申します。
改めまして、明けましておめでとうございます。
併せまして、平成30年日本防災設備協同組合新年賀詞交歓会にお招きいただきありがとうございます。
さて、昨年の東京消防庁管内の災害状況を振り返りますと、８月の築地場外市場の火災や10月の台風21号による災害等が発生し、全体では、速報値ではありますが、火災件数は4,205件、焼損床面積は20,803㎡と前年に比べいずれも増加しております。
救急に関しましては、出場件数785,240件、搬送人員698,861人といずれも過去最多を記録しております。
一方、日本国内を見てみますと、２月に埼玉県三芳町における物流倉庫火災、７月に九州北部豪雨などが発生しています。
わたくしたち東京消防庁では、これらの災害を新たな教訓として、一つでも多くの建物の安全性を向上させ、どんな災害にも的確に対応し、一人でも多くの命を救えるよう火災をはじめ、今後発生が危惧されている首都直下地震・大規模複合災害、世界各地で頻発するテロ災害への対応など、あらゆる災害・救急事象に対して、万全な災害対応体制の確立を図っているところでございます。
今年、平成30年は、自治体消防制度70周年、また江戸に町火消が誕生して300年の記念すべき節目の年でもあります。引き続き、2020年東京オリンピック・パラリンピックへの対応をはじめ、都民、そして東京を訪れる全ての方が安全・安心を享受できるよう、消防・防災設備業界の皆様とともに誰もが安心して暮らせる「セーフシティ東京」の実現に向け、わたくしたち職員一人一人が力を合わせ、一丸となって取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願い致します。
最後になりますが、本日ご参会の皆様のご多幸とご健勝、そして消防・防災業界と日本防災設備協同組合の今後益々のご発展を祈念致しまして挨拶とさせて頂きます。
　ありがとうございました。

祝　辞

能美防災株式会社
代表取締役会長　橋爪　毅　様

皆様、あらためまして、明けましておめでとうございます。
本日はお招きいただきまして誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。
日防協さん！日本防災設備協同組合さんは大変安定した組織運営、又、会員各社の社会貢献にまず敬意を評するところでございます。
昭和３８年に設立をされて以来、会員数も１２０を超える皆さんが、ずっと団結してこられて東京のみならず関西まで会員がおられるということであります。
私も驚いておりますのは、専任の常勤の事務局員が６名いらっしゃる、これほどの大きな組織運営をされているところは、なかなか類を見ないところでありまして、それだけ社会に存在感があるのだなと思って日頃から敬服しているところでございます。
今年も是非皆様のお力で社会の発展のために宜しくお願いをしたい、そう思っているしだいであります。
昨日は1月１７日、阪神大震災のあった日でありまして、２３年前あの度胆を抜かれるような被害がありました。そのちょうど１ケ月前位と記憶しておりますが日本経済新聞の５面位に京都大学防災研究所の先生がレポートを書かれておりまして、昭和２０年、終戦の時以降５０年間は異常と思われる程地球の活動が穏やかな時代であった。今後はそうはいかないのではないか。地球の活動が平常の状況に戻るのではないか。したがって自然災害が増えることを頭に置かなければならないというレポートが書いてありまして、その当時はいやだなあという感じで聞き流しておりましたが、それから２～３ヶ月のうちにあの大震災の被害を受けました。その後東日本大震災はじめ、いろいろな災害がございましたが、これからは災害に強い情報防災システムを皆様に提供しなければいけないのではと強く思っているところでございます。
そんな折に今年も、数多く新年賀詞交歓会に参加させていただきまして、いろいろな方とお話しすることが出来ました。いろいろご指摘を頂いたり、ご要望を頂いたということがございましたが、例年と違って特徴を申し上げますと、防災、消防に関するお話しが多かったという事です。
消防関係の団体以外の賀詞交歓会でもそのような状況でありました。これは糸魚川の火災、埼玉の三芳町倉庫の火災、年末に渋谷繁華街の火災があったりと、頻繁に報道されておりますのでその影響があったかと思いますし、国の政策の強靭化法の施行もあったかと思われます。
いろいろ御要望を聞きますと、私どもがこれから歩むべくヒント、示唆がありますので大変に参考になるお話しでございました。
一方で私は、奏効事例、いわゆる皆さんの消防設備がついているから、被害も幸い大きくならずに済んだ事例をそういう方にお返事としてお返ししてまいりました。

例えば病院で、精神科の病院だったのですが入院患者の方が病室のベッドに放火をした、で、作動、かけつけ消火、これはもう病院の方々に大変感謝をされました。それ以外にも、工場でも、住宅の住警器でもそれ以外でも多くの事例がございます。都内情報処理、竣工一年半の新しいビルで夜中に火災が起きて、これもスプリンクラーが作動して順次消し止めた、原因はネズミが電線をかじった、そういう事が起こりますね。住宅でコンロに鍋やフライパンを置いてとかストーブの異常とかそういうことは数えきれない程あります。この近所で言いますと１月１０日、駿河台２丁目のオフィスビルで火災が発生し、１４時４５分、２時４５分ですよ、人がいるだろうということで、詳しく聞いていきますと、人はたくさんいた事務所ですから、出火原因は、冷蔵庫のコンセントプラグからの出火ということがありました。結局、注意しているようでも注意しきれない。「そういうことがあるんだ」という得心をいただいている訳ですが、これからも日防協の皆さん、第一線でいろいろ防御して下さっております。社会の安全のために誇りをもって、ご活躍いただきたいと思います又私どもは災害に強いシステムを開発する為に、室長さんがおっしゃった様に消防庁の御指示を正面から受け止めながら進めておりますので、何卒いろいろご指摘をいただきたいと思います。

最後に皆様のご健勝と増々のご発展を祈願いたしまして、わたくしの詞とさせていただきます。

ニッケイ株式会社
顧問　中野　一博　様

あらためまして、皆様、どうも、あけましておめでとうございます。
ただいま御紹介にあずかりました。ニッケイ株式会社、中野と申します。
私どもはですね、会社につきましては、昭和48年法改正がございまして、その際、契機に煙感知器、防災制御盤、防火戸の電気錠の３点セットを売り出した会社でございます。それに伴う工事もやってまいりましたが、昨今は工事の方は行っておらず、機器販売に徹しております。又、その法改正の延長線上でといいますか、防火ドアだけでなく、空調に関する機器、防火ダンパー、防煙防火ダンパー等の開発を行いまして、販売をしてまいりました。
いずれにしましても、廣江会長の方からの御挨拶の中にございましたが、そういった販売したなかに、たぶんこの日本防災設備協同組合さんが発足される前から会員の皆様方には、たぶんどこかで、私どもの製品に携わっていただいて御協力をいただいていたのではないかと思います。
そういったことで、こうゆう高い席からではございますが、改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にいつもありがとうございます。
さて、防災関係の製品のですね、一定的に固定しているという逆に多機能に多すぎて余計なものを付けてしまうというメーカーもこれまでにございまして、ただお客様のニーズに答えるために新製品を開発することはメーカーの宿命でございますので、今後とも協同組合さんのお知恵を借りながら、又、御相談も受けさせていただきながら製品の開発に進んでお客様の財産を守るということに貢献できるような製品造りを目指して行きたいと思っております。
今後ともよろしくお願い致します。
日はここにいらっしゃる皆様の御健勝と組合の御発展を祈念申し上げていただきまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
どうも、ありがとうございました。

新年賀詞交歓会スナップ

乾　杯
田村 技術委員長

司　会
中島 専務理事

古木 副理事長

福利厚生事業

屋形船

当組合の福利厚生事業の一環として、恒例の屋形船・懇親会が、北品川「船清」の屋形船でおこなわれた。午後6時乗船、2時間半にわたり東京湾やお台場の夜景を満喫した。季節料理に舌鼓を打ち、カラオケで自慢の喉を披露。日頃の厳しい仕事から解放され、ほろ酔い機嫌で、歓談、楽しいひと時を過ごした。

ボウリング大会

１２月２１日、高田の馬場「ビックボックス」において、忘年ボウリング大会が実施されました。青年部の方々の多大なる協力で本年も大いに盛り上がった大会であった。

ボーリング終了後、居酒屋「祭ばやし」に移り、表彰式を兼ねた、忘年会が持たれた。

弁護士・星出光俊のコラム

「無敗の人」

■　しばしば「私はこれまで一度も訴訟で負けた事がないのです」と胸を張っていう弁護士がいます。その真否はともかく，おそらく，この発言は，世の中の人はそれをすごいと思うと考えているのでしょう。もしかしたら「無敗の弁護士であり，最強の弁護士」だと言いたいのかもしれません。

しかし，同業者からすると，こうした人は，実は，鍛えてこなかった弱い人に思えるのです。

例えば，お金を借りている人が借主に返していなければ，特殊な事情がない限り敗訴します。勝てる事件ばかり受けられるわけではないのが実情です。その中で，敗けないということは，単に，負ける危険があれば，不利な和解でも丸呑みしているのであり，ギリギリまで「のるかそるか」の勝負をしていない訳です。言い換えれば，「無敗」とは，そもそも闘ってすらいないということにしかみえません。

■　また，「俺は仕事ができるのに，評価してくれない」との労働者の相談を受けることもあります。しかし，会社側の言い分を聞くと，その多くは「新しいことにチャレンジしてくれず，年齢の割に使いものにならない」というものです。

つまり，本人からしてみればミスがない有能な社員であるが，会社からみれば進歩がない無能な社員であり，その根本的な原因は，既知の仕事はできるが，新しく・きつい状況は勝負を避けていることにあります。

■　一見すると，負けないことは格好良く，闘わないことは楽なようにもみえます。でも，本当に苦しい仕事をしていれば，自ずと自らの欠点が露わになり，批判されて傷つき・何度も悔しさを味わうことを通じて，自分では有能に思っていたことは井の中の蛙であったことを知るわけです。試験に受かったときは有頂天であったものが，何度も何度も鼻をへし折られ，嫌が応でも謙虚にならざるを得ません。

■　これは道徳的な話などではなく，自己の主観ではない客観的な位置を知り，その可能性を広げてるためには，自分の世界を壊される必要があるということなのだと思います。同様に，禅問答では「月を切ってみろ」などという理屈からかけ離れた話がされます。

でも，それは我々が日々を自分の知る世界において自分の慣れ親しんだ理屈で認知しており，当たり前だと安心しきって自分の現在に安住しているものを，根底から覆すための方法論です。外部から暴力的なほど異質なものを入れて，自分の認識を壊し，自分が知らない世界が広大に広がっていることを噛みしめることにより，自分の立ち位置を知り，自分が当たり前だと思っていた理屈を自分の殻を破ることです。

言い換えれば，傷つく危険がない「わかる」ということは，あくまで自分の意識の内部における予想できる範囲の情報処理であり，「腑に落ちる」といって理解したつもりになっても，予め自分の内部の理屈や知識に基づいて適用・処理したものにすぎないわけで，「内部処理」の問題にとどまる結果，進化はないということでもあります。　だからこそ，外部に曝され自分の常識を壊される経験が必要であり，禅では座禅を組むなどの外部の肉体的な鍛錬を重視するのだといいます。

■　うまくいかない日，負ける日もあるかもしれません。でも，それは勝負をしているからこそ負けることもあるわけです。「無敗の人」からすれば，みずぼらしい負け犬かもしれませんが，負けを負けと認めて，直視することができる人は，今日の自分を超えていけるのだと信じています。むしろ，外から自分をぶっ壊すような強い相手に会えたのであれば，自分が気づかなかった視点を与えてくれるものであり，自分を鍛えてくれる・成長させてくれる，一種の師匠のようなもので，喜んで良いのかもしれません。

日本防災設備協同組合　顧問弁護士・星出光俊

工場見学会

当組合の教育事業の一環として、青年部主催で防災関連事業所の工場見学会を行っている。

今年度は、理事会との合同で、平成２９年１１月２日にモリタ宮田工業株式会社のご厚意により、同社茅ヶ崎工場で見学会を実施した。

消火器の勉強会やハイドラップ（屋内消火栓用化学ユニット）の放射・消火器での消火実験等々、有意義な学びが出来た。

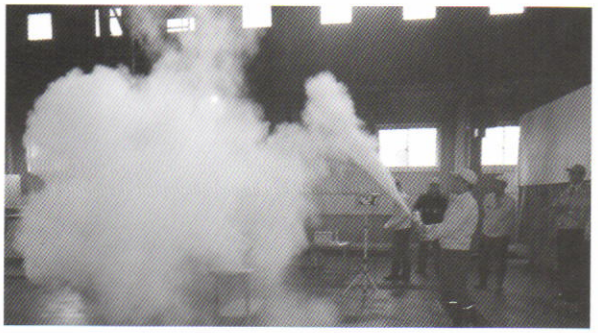

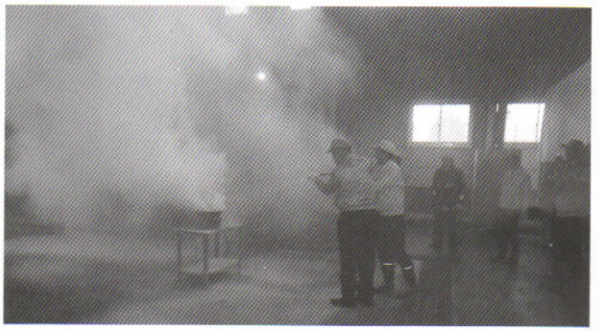

■ 消防設備の保守点検業務、消防設備工事における法律上の損害賠償をカバー！

「団体賠償責任補償制度」

（請負業者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

■ 事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバー！

「ビジネスJネクスト」 new

（業務災害補償保険）

上記に関するお問い合わせは、組合事務局または下記の取扱代理店へご連絡ください。

【取扱代理店】 **株式会社サンリビング**
〒103-0023　東京都中央区日本橋本町 1-5-6
第 10 中央ビル三洋化成工業㈱内
TEL03-3241-1761　FAX03-3241-1930

【引受保険会社】 **三井住友海上火災保険株式会社**
〒101-8011　東京都千代田区神田駿河台 3-11-1
TEL03-3259-3990　FAX03-3291-4684

NOHMI

安全の未来を《形》にする能美防災

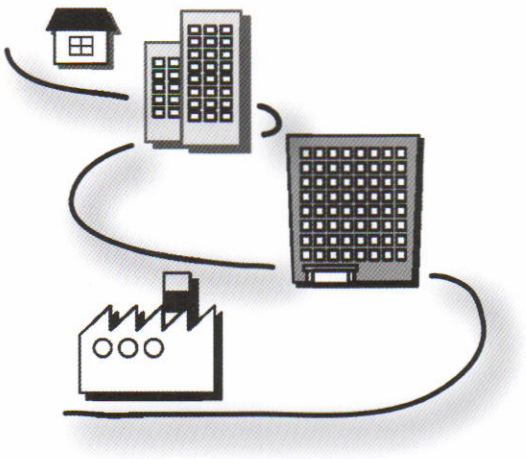

都市生活と同じように、休むことなく稼働し続ける防災システム。私たちの生活を守るこれらのシステムは、24時間動き続けるいわば都市の心臓部。
いつも安心で快適な毎日の生活のためのネットワーク・システムを実現します。

能美防災株式会社　http:// www.nohmi.co.jp/

本　社／〒102-8277　東京都千代田区九段南4-7-3
TEL.(03)3265-0211　FAX.(03)3263-4948

修理・調整・交換工事

排煙口、排煙窓、防火ダンパー

設備点検　特殊建築物調査

厨房ダクト・フード・グリスフィルター清掃

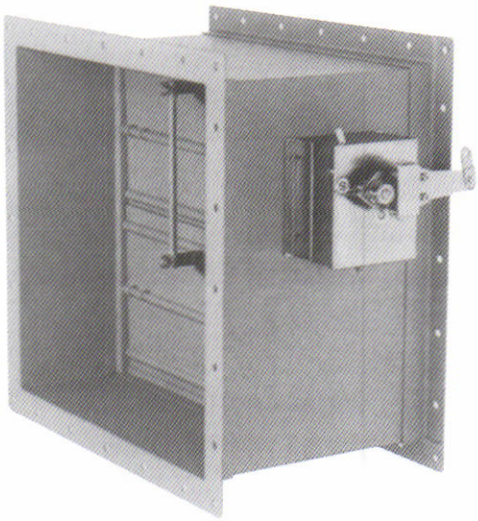

DM
DAN　MEN

有限会社　ダンメン
東京都文京区後楽2-2-10
☎ 03-5689-3551

連結送水管　耐圧性能点検やります

平成19年7月現在で既に3000件を超す点検実績

業界随一の実績と品質を誇るプロサスだからこそ出来る トータルサービス

事前改修に対応

あらかじめ不良のある事が予想される物件では、不良箇所等の事前改修を行ってから点検を実施することで、不慮の事故を未然に防止する事が出来ます。

有資格者による点検

経験豊富な消防設備士、消防設備点検資格者が実施する安心な点検です。

ホースの耐圧点検・交換も実施

弊社はメーカとの直接取引きによる豊富な販売実績がありますので、非常にお得な価格でのご提供が可能となります。

A-2級水槽付ポンプ車を使用

実際の消防ポンプ車と同じA-2級水槽付消防ポンプを装備した検査測定車を使用し実施する誰もが納得できる点検です。

改修工事の見積・施工を速やかに実施

不良が見つかった場合でも、他業者を捜すことなくそのまま弊社にお頼みいただけます。

もしもの時も安心

点検中の過失による事故等に対しましては最高限度額２億円の損害賠償保険が適用されますので安心してご依頼ください。

《トータルサービスの内容》

基本サービス
耐圧性能試験 / 点検票の作成 / 不良時の原因調査

オプションサービス
事前調査 / 空気圧予備試験（乾式のみ）/ 放水試験 / 不良箇所の改修、修理 / ホースの耐圧性能試験 / 点検現場写真

《お問い合わせはこちら》

株式会社プロサス　担当：桜井・高木
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地 早稲田松浦ビル
Tel 03-5272-9991　Fax 03-5272-9797
setsubi@prosus.co.jp
http://www.prosus.co.jp

あれも、これも、みんなホーチキです。

ホーチキは自動火災報知システム、消火システム、トンネル防災システム、ネットワークシステム、出入管理システムなどの研究/開発・製造/販売・設計/コンサルティング/エンジニアリング・施工及びメンテナンスを行う会社です。

火災報知システム

消火システム

トンネル防災システム

ネットワークシステム

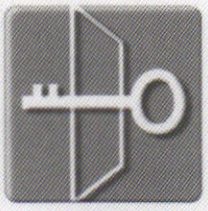
出入管理システム

火災報知・消火・トンネル防災・ネットワーク・出入管理など各種システムの製造、販売、施工、保守

ホーチキ株式会社

本社 〒141-8660 東京都品川区上大崎2-10-43　TEL03(3444)4111　FAX03(3444)4118
http://www.hochiki.co.jp

組合員募集中

1. 名　称

日本防災設備協同組合

2. 趣　旨

当組合は中小企業協同組合法に基づき、国土交通省（旧建設省）の認可を得た事業協同組合です。組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な協同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としています。（組合定款第1条）

3. 地　区

現在加入組合員の地区は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県・愛知県・岐阜県・岡山県・宮城県・大阪府及び北海道の区域です。（組合定款第3条）

4. 事　業

消防施設工事用及び点検設備用資材の共同購買を主体として、共同受注、研究・開発、教育・講習、情報提供、親睦・レクリエーション・福利厚生等の事業を行っている。（組合定款第7条）

5. 組合員加入資格（組合定款第8条）

消防施設工事又は点検設備を行う小規模の事業者であること。

6. 加入申請等

(1) 提出書類　加入申込書　会社経歴書　登記簿謄本

(2) 費用　出資金（1口、1万円）3口以上・加入手数料1万円

(3) 申請に必要な書類が提出されると、理事会で承認、不承認を決定し、申請者に通知します。なお、組合員になった場合は、賦課金（組合費）として毎月6，000円を3ケ月ごとに納入して頂くことになります。

7. 募集期間

随時、事務局で受け付けています。申請書及び「組合員のしおり」を希望する方は、事務局へご連絡ください。

8. 沿　革

・所在地　東京都文京区本郷一丁目15番6号　MKビル2階

事務局　電話(03)3813-9650　FAX(03)3813-9460

E-mail　nichiboukyoul@io.ocn.ne.jp　URL http://nichibou.main.jp/

・設立年月日　昭和38年10月31日

・認可年月日　昭和39年1月22日、建設大臣

・組織（現在）　関東を中心とした17都道府県・組合員123社　事務局　専従職員6人

待望の発刊！

好評発売中 !!

防排煙設備　実務要領 I

現場に即した観点から構成した、現場の即戦力となる実務書完成

今までにない　わかりやすさで　豊富なカラー写真　図解　表を用い
防災設備の中でも　建築基準法に基づく　防排煙設備の全体像を明かし
シリーズ I では　特に防火ダンパー・排煙関連の詳細を解説しています

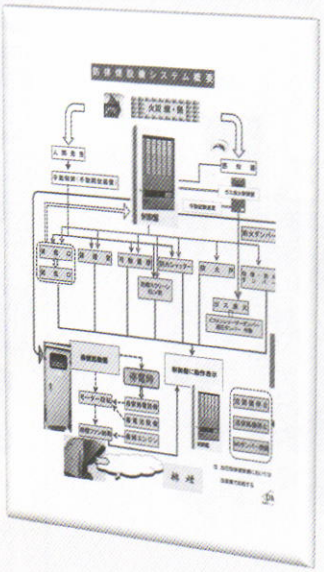

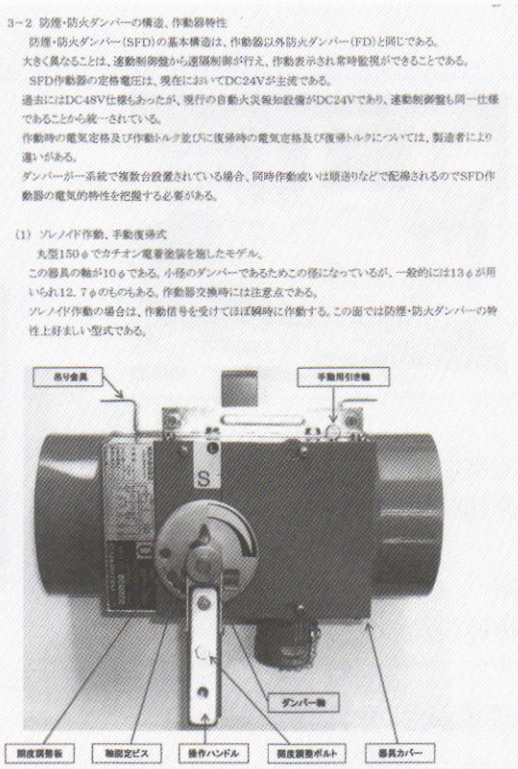

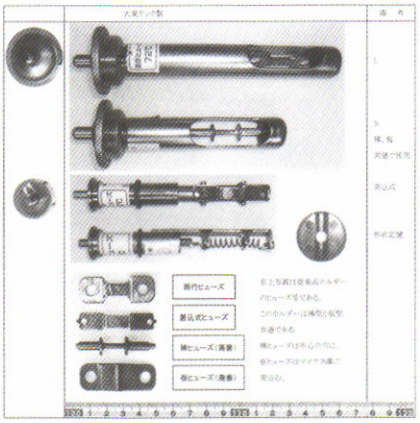

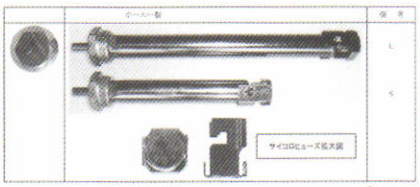

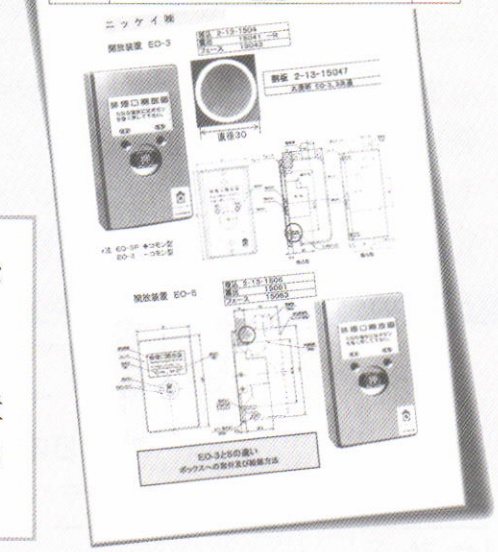

これまで理論等に重点をおいた解説書はでていますが、本書のような実際の部材に基づくもの或いは設置現場からの観点での解説書は、類を見ません。
部材によっては、細部まで説明し、又温度ヒューズや手動開放装置並びに保護板については可能な限り網羅して、資料として活用できるよう配慮しています。

編集：日本防災設備協同組合　防排煙設備検討委員会
発行：日本防災設備協同組合
TEL 03－3813－9650　　http://nichibou.main.jp
定価：4,000 円＋税

取扱い

防排煙設備が益々重要！

防排煙設備　実務要領Ⅱ　完成

“現場で役立つ機械排煙設備の仕組み”

実務要領Ⅰでは、ダンパー、排煙口・窓、垂れ壁などを挙げました。
本書では、排煙設備の中でも、排煙機や送風機を用いた設備について、構成する機構・部材を写真入りで具体的に解説しています。
この一冊で、ファン、モーター、エンジン、蓄電池などを理解できます。
消防設備の業務に携わる方でも、建築設備としての防排煙設備を習得し、仕事につなげていくことが大切です。

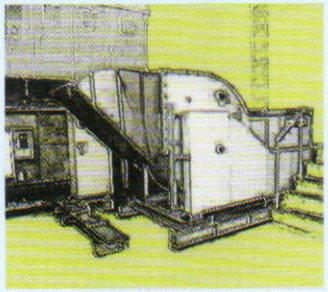

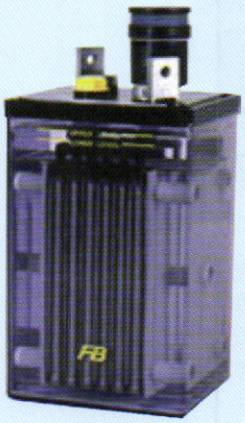

＜本書内容の紹介＞

機械排煙について、法令に定める事項
機械排煙方式の制御・監視、排煙起動盤について
排煙ファンについて
電動機、エンジン、動力伝達装置
予備電源、蓄電池、充電装置、排煙設備の保守点検

編集：日本防災設備協同組合　防排煙設備検討委員会
発行：日本防災設備協同組合
TEL 03－3813－9650　　http://nichibou.main.jp/
定価：4,000円（消費税別途）

取扱い

防排煙設備　実務要領Ⅰ

好評発売中!!

●下記申込書をコピーして、必要項を記入の上、ファクスでお申込みください。

実務要領Ⅱ購入申込書

ご注文数　　冊

日本防災設備協同組合 行　FAX 03-3813-9460
〒113-0033　東京都文京区本郷1－15－6

会社名		申込先とご送付先が異なる場合は下記に記入
ご注文者		
ご連絡先	☎　　FAX	☎　　FAX
ご住所	〒　－	〒　－
申込日付	平成　　年　　月　　日	